

地域再生法施行令及び農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 地域再生法施行令の一部改正

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の四十六の政令で定める技術的基準については、第十四条の規定を準用すること。また、この場合において必要な読替えを定めること。（第二十条関係）

第二 農業委員会等に関する法律施行令の一部改正

地域再生法の一部を改正する法律（令和六年法律第十七号）の施行に伴い、農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）について所要の改正を行うこと。（第十四条第三号口関係）

第三 施行期日

この政令は、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年十月一日）から施行すること。

（附則関係）